

令和2年度

島根県中山間  
地域・離島「スモール・ビジネス」  
育成支援事業補助金

## ■事業の目的

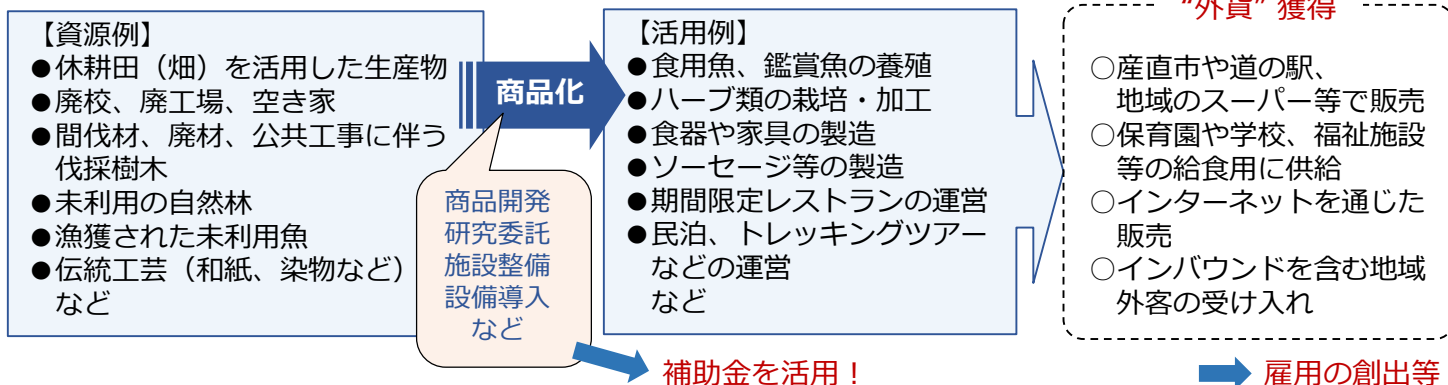
島根県内中山間地域の自然環境や地域資源を活用して、6次化等により商品価値を高め、魅力ある商品やサービスを開発し、規模は小さくても外貨を獲得する取組「スモール・ビジネス」を支援することにより、中山間地域における起業や創業、雇用創出を図ることを目的とした事業です。

## ■支援の対象となる取組

以下のいずれをも満たす取組が対象です

- 中山間地域の自然環境や資源を活用して商品化等に取り組むことにより、**起業や創業、雇用の創出につながることを目的とした取組**
- 地域経済の振興に資する出口対策（外貨獲得、交流人口拡大、地産地消促進等）に創意工夫をこらし、補助事業終了後も継続、発展が見込まれる取組
- 市町村が支援する取組であること（「市町村補助型」の場合のみ）

～対象となる事業のイメージ～



## ■補助事業の概要

支援タイプ	交付先	事業実施主体
直接補助型	事業実施主体	県内の中山間地域（※）に主たる事業所がある法人、団体又は個人 ※島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に定める地域を言い、松江市、出雲市、安来市、益田市の一部市街地は含まれません。詳細は県HPをご確認いただくか、お問い合わせください。
市町村補助型	市町村	〔間接補助〕「直接補助型」の事業実施主体と同様

区分	内容
補助対象経費	新商品（サービス）の開発、販路開拓等に必要な経費（消耗品費・委託費等）、商品化に必要な設備導入、施設整備などに係る経費 など
補助対象金額（補助率）	下限額50万円から上限額500万円まで/1事業あたり（1/2 以内）
補助期間	交付決定日より令和3年3月31日 ※補助対象事業の実施期間は原則3年間を限度としますが、単年度事業のため、複数年計画であっても年度毎に申請を行い審査を受ける必要があります。）

※詳細は、島根県ホームページに掲載している「スモール・ビジネス育成支援事業補助金」公募要領をご確認ください。

## ■審査方法・審査項目

「直接補助型」は、1次審査（書面審査）と最終審査（プレゼンテーション審査）を、「市町村補助型」は、書面審査を行い決定します。

項目	チェック項目
1. 実施体制	事業実施に必要な（人員・組織・支援機関）となっているか
2. 活用する地域資源	中山間地域の特性を活かした資源か、需要が見込める資源か
3. 事業の目的	規模は小さくても外貨を獲得する取組「スモールビジネス」の趣旨に合致するか、生産振興や関係者の所得向上など地域経済への貢献が期待できる内容か
4. 事業の内容、実施スケジュール	ビジネスモデルとして、事業の実現性、継続・発展が見込まれる内容及び体制か、効率的に各業務が実施される計画となっているか
5. 収支目標	事業内容に照らして妥当か、目標は達成が見込まれるか
6. 起業・創業、雇用の創出	本事業の実施により起業・創業、雇用の創出が見込めるか
7. 補助金の内容	補助内容に対する経費は適切か、経費に対する効果が期待できるか
8. 財務状況	補助裏財源が確保されているか、補助事業実施後も継続が見込めるか
9. 市町村との連携体制 (市町村補助型のみ)	市町村との連携が図られ、支援が期待できるか

※事業の詳細やスケジュール等は、県ホームページに掲載する公募要領等をご確認ください。

※審査の結果、採択となった事業は、補助金交付決定後に事業着手が出来ます。交付決定前に着手された事業は補助対象となりませんので、ご注意ください。

※原則1回の募集を予定しています。追加募集については予算の執行状況により検討します。

### 【事業のお問い合わせ先】

## 島根県中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ

〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁）

☎：0852-22-5686

E-mail : chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

[http://www.pref.shimane.lg.jp/chusankan\\_ritou/](http://www.pref.shimane.lg.jp/chusankan_ritou/)